

静岡市移住・定住促進事業に係る連携・協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、静岡市内への移住及び定住の促進に資するための不動産情報の提供について、次のとおり連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、静岡市内への移住及び定住を促進するために甲が実施する静岡市移住・定住促進事業（以下「本事業」という。）のため、甲及び乙が不動産情報の提供について相互に連携、協力し、もって本事業の円滑な推進に資することを目的とする。

（役割）

第2条 甲及び乙は、静岡市内を中心とする不動産情報の閲覧を希望する者に対し、甲が運営するウェブサイトを経由し、乙が運営するウェブサイト「不動産 Box 静岡」の不動産情報の提供を行うものとする。

- 2 甲から乙に対し、不動産物件に係る媒介業務の依頼があった場合には、乙の会員に対し、その対応について協力を依頼するものとする。
- 3 乙は、甲から乙に対し不動産に係る情報提供の依頼があった場合には乙の会員に対しその対応について、協力を依頼するものとする。
- 4 乙は、この協定について、乙の会員に周知し、その理解と協力を得られるよう努めるものとする。

（情報の管理）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た情報については、善良な管理者の注意を持って管理し、前条の規定による役割の実施以外には使用しないものとする。

（窓口）

第4条 この協定に関する対応窓口は、甲においては静岡市企画局企画部企画課とし、乙においては公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会事務局とする。

（解除）

第5条 甲及び乙は、この協定を解除しようとするときは、相手方に協議するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年2月23日

甲 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

田辺信宏

乙 静岡市葵区鷹匠三丁目18番16号 県不動産会館3階

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会

会長

初澤宣廣